

第21回総会議事録

<開催日> 令和7年4月8日（火曜）

<開催場所> 木更津市役所 朝日庁舎（会議室A1・A2）

<会議に付した議案等>

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 報告第1号～報告第19号

農地法第3条の3届出
農地法第5条届出

10件
9件

日程第3 報告第20号～報告第26号

農地の転用事実等に関する照会

7件

日程第4 報告第27号～報告第41号

農地法第18条第6項等通知

15件

日程第5 議案第1号～議案第5号

農地法第3条許可申請

5件

日程第6 議案第6号

農地法第4条許可申請

1件

日程第7 議案第7号～議案第10号

農地法第5条許可申請

4件

日程第8 議案第11号～議案第17号

農地法第5条の規定による許可後の
計画変更申請

7件

日程第9 議案第18号

木更津市農用地利用集積等促進計画
(地域計画内)に対する意見について

1件

日程第10 議案第19号

木更津市農用地利用集積等促進計画
(地域計画外)に対する意見について

1件

日程第11 議案第20号

令和7年度農作業料金について

1件

日程第12 議案第21号

「令和7年度最適化活動の目標の設定等」
の決定について

1件

<出席委員>

| | | |
|-----------|------------|-----------|
| 1番 小倉 和 | 2番 露寄 伸哉 | 3番 磯貝 正一 |
| 4番 地曳 昭裕 | 5番 鈴木 康裕 | 6番 嶋野 知明 |
| 7番 村田 正明 | 8番 村上 常雄 | 9番 関 和美 |
| 10番 桐谷 勝美 | 11番 鈴木 修一郎 | 12番 和田 倉吉 |
| 13番 金子 一夫 | 14番 宮沢 伸子 | 15番 磯貝 徳三 |
| 16番 石渡 和美 | 17番 斎藤 洋一 | 18番 杉山 孝 |
| 以上 18人 出席 | | |

<遅刻委員> 無し

<欠席委員> 無し

<傍聴者> 無し

<事務局出席者>

事務局長 山口 裕之 係長 岡部 哲朗 主任主事 伊藤 優市

<午後3時開会>

議長

委員の皆様には、総会への出席を頂き、ありがとうございます。
ただ今から、第21回総会を開催いたします。
本日の出席委員は18名であり、定数の過半数を超える出席がありますので、会議は成立していることを報告いたします。
本日の議事日程につきましては、既にお配りした議案書記載のとおりです。
それでは、日程に入ります。
日程第1 議事録署名委員の指名につきましては、議席5番鈴木康裕委員と、議席12番和田倉吉委員を指名いたします。書記には、事務局職員伊藤主任主事を任命します。
次に、日程第2から第4まで、報告第1号から報告第41号まで3ページから11ページまでの41案件につきまして、事務局の報告を求めます。

事務局

報告案件についてご説明いたします。
日程第2 報告第1号から報告第19号までについて、まず農地法第3条の3の届出が10件あります、全て相続によるものです。
次に、農地法第5条の届出が9件あります、そのうち7件が住宅関係、1件が共同住宅建設用地、1件が駐車場・資材置き場・仮設事務所への転用の届出でした。
次に、日程第3 報告第20号から報告第26号までについて、農地の転用事実等に関する照会7件ですが、全て法務局からの照会で、5件が非農地、1件が農地、1件が農地及び非農地と回答しております。
次に、日程第4 報告第27号及び報告第41号について、農地法第18条第6項等の通知15件ですが、6件が農地法に係る解約、9件が基盤強化法に係る解約でした。
以上で、事務局の説明を終わります。

議長

次に、日程第5 議案第1号から第5号まで、12ページの農地法第3条の許可申請5案件について、議題に供します。
事務局の説明を求める。

事務局

議案第1号から5号、農地法第3条許可申請5案件について、ご説明いたします。
初めに、議案第1号及び2号ですが、申請箇所は、3条位置図1の牛込地先の農地です。経営農地の確保をすることを目的に、売買による所有権移転をするものです。
次に、議案第3号及び4号ですが、申請箇所は、3条位置図2の根岸地先の農地です。農業経営の拡張のため、売買による所有権移転をするものです。
次に、議案第5号ですが、申請箇所は、3条位置図3の上根岸地先の農地です。農業経営の拡張のため、売買による所有権移転をするものです。
以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
始めに、議案第1号及び第2号について、村上委員お願いします。

村上委員

議案第1号及び2号についてご説明します。
当該法人は令和5年7月26日に設立した合同会社で、令和6年2月総会において所有権移転を許可した法人です。
現地の状況ですが、令和7年3月25日に牧野推進委員、石渡委員、桐谷委員及び事務局で現地調査を行った結果、議案第1号の農地はニンニク、議案第2号の農地はミカンが既に作付けされていました。申請者から初年度はその農地に作付けされている作物を引き続き栽培し、定植されていない箇所でイチゴを新たに耕作する計画と伺っています。
農地所有適格法人の要件についてですが、提出された書類及び農業に従事する計画を確認したところ、要件を満たしており、問題はございませんでした。
以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。
なお、農地所有適格法人は毎年報告書の提出が義務付けられていることから、報告書の提出を行うことを添えさせていただきます。

| | |
|---------|---|
| 村上委員 | ご審議のほどよろしくお願ひします。 |
| 議長 | 続いて、議案第3号から第5号までについて、鈴木修一郎委員お願ひします。 |
| 鈴木修一郎委員 | <p>はじめに議案第3号及び4号についてご説明いたします。</p> <p>本件は、農業経営の拡張のため、申請がされたものです。</p> <p>譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約190日で、165,366m²の農地を申請者が耕作しております。</p> <p>農業機械はトラクター・田植え機・コンバイン等を所有しており、自作地について遊休農地等はありません。</p> <p>申請地の現況は田で水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。</p> <p>以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。</p> <p>次に、議案第5号についてご説明いたします。</p> <p>本件は、農業経営の拡張のため、申請がされたものです。</p> <p>譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約300日で、11,915m²の農地を申請者が耕作しております。</p> <p>農業機械はトラクター・田植え機・コンバイン等を所有しており、自作地について遊休農地等はありません。</p> <p>申請地の現況は田で水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。</p> <p>以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p> |
| 議長 | <p>以上で、説明が終わりました。</p> <p>ただ今の事務局及び地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。</p> <p>ご意見等も無いようですので、採決にうつります。</p> <p>議案第1号から第5号までの5案件について、一括で採決したいと思いますが、ご異議はございませんか。</p> <p>〈 異議無しの声 〉</p> <p>ご異議も無いようですので、採決いたします。</p> <p>議案第1号から第5号までについて、許可に賛成の方は、挙手願います。</p> <p>〈 挙 手 〉</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、議案第1号から第5号までは、許可と決定いたします。</p> <p>次に、日程第6 議案第6号、13ページの、農地法第4条の許可申請1案件について、議題に供します。</p> <p>なお、議案第6号は、日程第8 議案第11号から第16号まで、15ページの農地法第5条の許可後の計画変更申請と関連案件であるため、議題に供し、併せて審議いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局</p> <p>申請箇所は、転用位置図4-1の高柳地先の農地になります。</p> |

事務局

申請目的は、当初建売分譲住宅として許可を受けたものについて転用目的を特定建築条件付売買予定地に変更し、あわせて工期の延長を行うものです。従って、排水先の変更や新たな盛土を行うなどの実質的な工事の変更はなされないとの前提になります。
そのため、農地区分、資金計画は変更ございません。
転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は問題ないことを確認しています。
事業完了予定ですが、令和10年3月末を予定しております。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員の磯貝正一委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

磯貝正一委員

本件について山口推進員とともに現地調査に行ってまいりましたのでその結果を報告します。

初めに、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、既に建売分譲住宅を前提とした造成工事が行われ、新たな工事を行わないため、土砂等の流出は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、生活排水については、令和4年に当初許可された計画から今回変更はございませんが、合併浄化槽を通じて南側用水路に接続する計画になってございます。最終的には西へ流れ南側の排水路に放流する形となっております。今回の計画で流量の変更はないのですが、用水路に接続されることから一定の懸念はあります。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障について転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

よろしくご審議のほど、お願いします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局、並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

事務局

磯貝正一委員の懸念に対して補足をいたします。

委員も仰っておりましたが、本件については令和4年8月5日付で農地法及び都市計画法の開発行為の許可がなされた案件でございます。今回の計画変更はあくまでも用途の変更であり、排水計画については当初計画から変更はございません。

当初許可するにあたっては水利権者である小櫃堰土地改良区から当該排水計画について当時同意を得ており、農地法及び都市計画法の許可がなされております。当初の許可を前提に造成工事は完了しており、令和5年11月28日付で都市計画法の工事完了の公告がなされております。なお、今回の計画変更にあたっても小櫃堰土地改良区からの同意書が添付されております。

以上のことから既に排水計画についても許可を受け、許可どおりに工事を完成させており、今回の変更申請では変更がない排水に関して、改めて審査をすること、及び適当でないと判定することは適当ではないと考えます。

以上でございます。

議長

他に質問・意見等がございましたら、お願いします。

露寄委員

本件とは直接関係はないですが上流部分から流れてくる生活雑排水が原因で下流部分の用水路が詰まってしまうなどした場合、事業者に対して清掃作業を求めるることは可能でしょうか。

事務局

水路の維持管理については当該水路の管理者が行う事になります。市が水路管理者の場合であれば市が行いますし、一般的に都市計画法の開発行為の許可を受けて新たに水路が設け

| | |
|------|--|
| 事務局 | られた場合には、同法第32条に基づく協議により市に帰属した場合には市が水路管理者となるので、市が清掃等を行います。 |
| 露崎委員 | 当該区域は小櫃堰土地改良区の区域内ですが、小櫃堰土地改良区は接続先について確認しているのでしょうか。 |
| 事務局 | 小櫃堰土地改良区がどこまで確認したうえで同意をしているのかまではわかりかねますがこの度都市計画法所管課である都市政策課にて宅地開発指導要綱の改正が行われ、排水基準について厳格化されました。今後は最終放流先まで示した排水経路図の提出も求められることから一定程度農業用排水施設への影響といった部分も審査が期待できると思われます。 |
| 議長 | 他に質問・意見等がございましたら、お願ひします。 |
| | ご意見等が無いようですので、議案第6号農地法第4条許可申請及び議案第11号から第16号まで同法第5条の許可後の計画変更について、一括で採決したいと思いますが、ご異議はございませんか。 |
| | 〈 異議無しの声 〉 |
| | ご異議も無いようですので、採決いたします。 |
| | 議案第6号農地法第4条許可申請及び議案第11号から第16号まで同法第5条の許可後の計画変更について、許可に賛成の方は、挙手願います。 |
| | 〈 挙 手 〉 |
| | 挙手全員であります。 |
| | よって、議案第6号及び議案第11号から第16号までは、許可相当として、知事に意見書を送付いたします。 |
| | 次に、日程第7 議案第7号から第10号まで、14ページの農地法第5条の許可申請4案件について議題に供します。 |
| | 事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | 初めに、議案第7号ですが、申請箇所は、転用位置図5-1吾妻地先の農地です。 申請目的は、専用住宅の建築で、転用を伴う使用貸借権の設定の許可申請です。 農地区分については、第2種農地と判断しました。 一般基準について、ご説明いたします。 資金計画ですが、建設費等の額は、約■■■■■円となっており、金融機関からの借入金で賄う計画です。 転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は問題ないことを確認しています。 事業完了予定ですが、令和7年12月末日を完了予定としております。 |
| | 次に、議案第8号ですが、申請箇所は、転用位置図5-2牛込地先の農地です。 申請目的は、特定建築条件付売買予定地で、転用を伴う所有権移転の許可申請です。 農地区分については、第2種農地と判断しました。 一般基準について、ご説明いたします。 資金計画ですが、建設費等の額は、約■■■■■円となっており、自己資金と金融機関からの借入金で賄う計画です。 転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は問題ないことを確認しています。 事業完了予定ですが、令和10年3月末日を完了予定としております。 |
| | 次に、議案第9号ですが、申請箇所は、転用位置図5-3矢那地先の農地です。 |

事務局

申請目的は、資材置き場用地で、転用を伴う所有権設定の許可申請です。
農地区分については、第2種農地と判断しました。
一般基準について、ご説明いたします。
資金計画ですが、建設費等の費用は、約■■■■円となっており、自己資金で賄う計画です。
転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は問題ないことを確認しています。
事業完了予定ですが、令和7年7月末日を完了予定としております。

次に、議案第10号ですが、申請箇所は、転用位置図5-4上根岸地先の農地です。
申請目的は、太陽光発電施設用地で、転用を伴う所有権設定の許可申請です。
農地区分については、第2種農地と判断しました。
一般基準について、ご説明いたします。
資金計画ですが、建設費等の費用は、約■■■■円となっており、自己資金で賄う計画です。
転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は問題ないことを確認しています。
事業完了予定ですが、令和7年12月末日を完了予定としております。
以上で事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
始めに、議案第7号について、露寄委員お願いします。

露寄委員

それではご説明いたします。
議案第7号について、申請地の調査をしてまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。
まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないと、土砂の流出等は起きないと思われます。
次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水雑排水は浄化槽で処理した後に南側側溝に放流する計画であるため問題は生じないと思われます。
次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、道路事情がよく、耕作に支障は起こらないと思われるため問題はないと思われます。
次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、境界から離して設置するなど日照、通風に配慮した計画のため問題はないと思われます。
最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。
以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。
よろしくご審議のほど、お願いします。

議長

続いて、議案第8号について、桐谷委員お願いします。

桐谷委員

議案第8号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。
まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないと、土砂の流出等は起きないと思われます。
次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水雑排水は浄化槽で処理した後に東側側溝に放流する計画ため問題は生じないと思われます。
次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に営農中の農地はないため、問題はないと思われます。
次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地はないため問題はないと思われます。
最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思わ

桐谷委員

れます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

よろしくご審議のほど、お願ひします。

議長

続いて、議案第9号について、村上委員お願ひします。

村上委員

議案第9号について、申請地の調査をしてまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は自然浸透により処理するため、問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に営農中の農地はないため、問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地はないため、問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

よろしくご審議のほど、お願ひします。

議長

続いて、議案第10号について、鈴木修一郎委員お願ひします。

鈴木修一郎委員

議案第10号について、佐藤推進員と申請地の調査をしてまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

はじめに、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は自然浸透により処理するため、問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に営農中の農地はないため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、太陽光パネルの設置のみであり、高さも2メートル程度であるため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

よろしくご審議のほど、お願ひします。

議長

以上で、説明が終わりました。

先程の事務局及び地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願ひします。

地曳委員

議案第9号について、議案第1号及び第2号の申請者の所在地に隣接した場所を転用するようですが、この申請者ないしは代表者は関係しているのでしょうか。

事務局

申請地の登記事項証明書の甲欄及び乙欄とも委員が仰る申請者は出てきません。

議長

他に質問等はございますか。

| | |
|------|---|
| 和田委員 | 議案第8号について事務局説明では農地種別は第2種農地と仰ったように聞こえましたが議案書には第1種農地と記載がされています。どちらでしょうか。 |
| 事務局 | 議案書の記載が正しく申請地は第1種農地です。許可基準としては住宅ほか周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものについては例外的に許可できますので、本件はこれに該当するものと判断いたしました。そのように説明を訂正します。 |
| 議長 | 他にご意見等はございますか。 |
| | ご意見等も無いようですので、採決にうつります。 |
| | 議案第7号から第10号までの4案件について、一括で採決したいと思いますが、ご異議はございませんか。 |
| | 〈 異議無しの声 〉 |
| | ご異議も無いようですので、採決いたします。 |
| | 議案第7号から第10号までについて、許可に賛成の方は、挙手願います。 |
| | 〈 挙 手 〉 |
| | 挙手全員であります。 |
| | よって、議案第7号から第10号までの4案件は、許可相当として、知事に意見書を送付いたします。 |
| | 次に、日程第8 議案第17号、16ページの農地法第5条の許可後の計画変更申請1案件について議題に供します。 |
| | 事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | 議案第17号の農地法第5条の許可後の計画変更申請についてご説明いたします。 申請箇所は、転用位置図5-5瓜倉地先の農地です。今回の変更理由は転用期間の延長でございます。 当初、平成19年4月30日までに完了する予定であったものを令和8年3月31日まで工期の延長を行うものです。なお、建物の数や建築面積、工事の方法などの内容については当初の許可から変更はございません。 以上で事務局の説明を終わります。 |
| 議長 | 続いて、地区担当の石渡委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。 |
| 石渡委員 | 議案第7号について、申請地の調査をしてまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。 まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、既に造成工事は終了し、新たな盛土などの造成工事は行われないため、土砂の流出等は起きないと思われます。 次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、生活排水については新設された浄化槽を通じて南西側の親族宅の排水管に接続するため問題は生じないと思われます。 次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、一団の農地の端に位置するため問題は無いと思われます。 次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、境界から離して設置するなど日照、通風に配慮した計画のため問題は無いと思われます。 |

石渡委員

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

よろしくご審議のほど、お願ひします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局及び地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

議案第17号について、許可に賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第17号は、許可相当として知事に意見書を送付いたします。

次に、日程第9 議案第18号、17ページからの木更津市農用地利用集積等促進計画（地域計画内）案に対する意見について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第18号、木更津市農用地利用集積等促進計画（地域計画内）案に対する意見について、ご説明いたします。

本案件は、令和7年3月31日付で、木更津市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、当該計画案に対する意見を求められているものであります。

それでは、計画の内容について、ご説明いたします。

今回の計画は、計画1から42までとなっております。

利用目的はすべてが水稻となっております。

設定する権利の種類はすべてが賃借権となっております。

権利の存続期間は、すべてが認可の公告日から10年間となっております。

計画合計数は、利用権の設定が合計129筆で88,795平方メートルとなっております。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果 及び 補足説明を お願いします。

始めに、計画番号1番について、石渡委員お願いします。

石渡委員

計画番号1番について、説明します。

本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されるとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

次に、計画番号2番から16番までについて、桐谷委員お願ひします。

桐谷委員

計画番号2から16番について、説明します。

本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されるとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

次に、計画番号17番及び18番について、磯貝正一委員お願いします。

磯貝正一委員

計画番号17及び18番について、説明します。

本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されるとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

次に、計画番号19番から37番までについて、地曳委員お願いします。

地曳委員

計画番号19から37番について、説明します。

本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されるとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

次に、計画番号38番から42番までについて、鳴野委員お願いします。

鳴野委員

計画番号38から42番について、説明します。

本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されるとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局及び地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

議長

ご意見等も無いようですので、採決いたします。

なお、本案件には、磯貝正一委員及び桐谷委員にかかる計画がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」により、■■■■委員及び■■委員は退席願います。

《 ■■■■委員 ■■委員 退席 》

議長

それでは、採決いたします。

木更津市農用地利用集積等促進計画地域計画内案に対する意見について、意見無いものと決定することに、賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

議長

挙手全員であります。

よって、議案第18号は、意見無いものと決定しましたので、市長にその旨を回答するものといたします。

退席されております、■■■■委員及び■■委員には、お戻り願います。

《 ■■■■委員 ■■委員 着席 》

議長

次に、日程第10 議案第19号、33ページからの木更津市農用地利用集積等促進計画地域計画外案に対する意見について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第19号、農用地利用集積等促進計画に対する意見について、ご説明いたします。

本案件は、令和7年3月21日付で、木更津市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、当該計画案に対する意見を求められているものであります。

それでは、計画の内容について、ご説明いたします。

今回の計画は、計画1から3までとなっております。

利用目的は1が露地野菜、2及び3が水稻となっております。

設定する権利の種類はすべてが賃借権となっております。

権利の存続期間は、すべてが認可の公告日から10年間となっております。

計画合計数は、利用権の設定が合計8筆で8,170平方メートルとなっております。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

始めに、計画番号1番については、私が説明します。

杉山委員

計画番号1番について、説明します。

本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されるとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

申請地の現況は畑で、露地野菜を作付けすることです。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

次に、計画番号2番について、地曳委員お願いします。

地曳委員

計画番号2番について、説明します。

本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されるとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

次に、計画番号3番について、斎藤委員お願いします。

斎藤委員

計画番号3番について、説明します。

本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されるとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局及び地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

なお、本案件には、■■■■委員にかかる計画がありますので、「議事参与の制限」により、■■■■委員は退席願います。

《 ■■■■委員 退席 》

議長

それでは、採決いたします。

木更津市農用地利用集積等促進計画地域計画外案に対する意見について、意見無いものと決定することに、賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

議長

挙手全員であります。

よって、議案第19号は、意見無いものと決定しましたので、市長にその旨を回答するものといたします。

退席されております、■■■■委員には、お戻り願います。

《 ■■■■委員 着席 》

議長

次に、日程第11 議案第20号、36ページの令和7年度農作業料金について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第20号、令和7年度農作業料金について、説明いたします。

木更津市の農作業料金について、昨年11月に調査を行い、今年1月に県へ実績を報告し

事務局

ました。また、料金の目安となるよう、毎年ホームページ等で公表しております。

公表額については例年通り、市内に複数の基準があると混乱を招く恐れるため、すでに公表されているJA木更津市の価格を農業委員会として公表しようとするものです。

以上で事務局の説明を終わります。

議長

以上で、説明が終わりました。ただ今の事務局の説明について、質問・意見等がございましたら お願いします。

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

議案第20号、令和7年度農作業料金について、賛成の方は挙手願います。

〈 挙 手 〉

議長

挙手全員であります。

よって、議案第20号は、原案のとおり決定し、木更津市のホームページに掲載いたします。

次に、日程第12 議案第21号、37ページからの「令和7年度最適化活動の目標の設定等」の決定について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第21号について、ご説明いたします。

こちらは、国のガイドラインに基づき、農業委員会が、農地の利用の最適化の推進について、活動目標を設定するものです。

まず、「農業委員会の状況」についてですが、こちらは各統計等に基づいた数字になります。

「総農家数、農業経営体数、基幹的農業従事者数」は、直近である 2020年の農林業センサスを引用しております。

また、耕地面積は、農林水産省の令和6年面積調査における数値を引用しております。

次のページの「最適化活動の目標」についてですが、こちらは「農地の集積」、「遊休農地の解消」、「新規参入の促進」、及び推進委員等が行う「最適化活動の活動目標」について、記載しております。

「農地の集積」については、令和5年4月に作成した「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を基に、令和15年度の集積率を51%とする目標を設定しております。

その目標を基に、単年度の目標数値を推計し、算出しております。

「遊休農地の解消」については、現状及び課題を直近の令和6年度の数値にしておりますが、目標値についてはガイドラインに基づき、令和3年度の利用状況調査における緑区分、すなわち1号A遊休農地を、5年間で解消することを、目標として設定しています。

次のページに移りまして、「新規参入の促進」でございますが、新規参入者への貸付けについて、農地所有者からの同意を得る面積の目標を設定するもので、ガイドラインに基づき、令和4年度から令和6年度までの、3か年平均の1割の面積を目標としております。

最後に、「最適化活動の活動目標」についてです。「日数目標」は、1か月あたりの推進委員等の活動日数等に関する目標を6日に設定しております。

「活動強化月間」については、例年、直接訪問による利用意向調査を実施していることから、同様に設定をいたしました。

「新規参入相談会への参加目標」については、千葉県が主催する予定の相談会へ参加することを前提に、設定しております。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

以上で、説明が終わりました。

議長

ただ今の事務局の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

他にご意見も無いようですので、採決いたします。

議案第21号、「令和7年度最適化活動の目標の設定等」の決定について、賛成の方は挙手願います。

〈 挙 手 〉

議長

挙手全員であります。

よって、議案第21号は、原案のとおり決定し、木更津市のホームページに掲載すると共に、千葉県に報告いたします。

これにて、本日の報告事項及び議案の審議は、全て終了いたしました。

以上をもちまして、第21回総会を閉会といたします。

なお、終了時間は、午後4時25分であります。

長時間にわたり、ご苦労さまでした。

以上をもって議事の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和7年4月8日

議 長 _____ 杉山 孝

議事録署名委員 _____ 鈴木 康裕

_____ 和田 倉吉